

公平交易法

中華民國 80 年（1991 年）2 月 4 日總統令制定公布

中華民國 81 年（1992 年）2 月 4 日施行

中華民國 88 年（1999 年）2 月 3 日改正公布

中華民國 89 年（2000 年）4 月 26 日改正公布

中華民國 91 年（2002 年）2 月 6 日改正公布

中華民國 99 年（2010 年）6 月 9 日改正公布

中華民國 100 年（2011 年）11 月 23 日改正公布

中華民國 104 年（2015 年）2 月 4 日改正公布

第一章 總則

第一條

この法律は、取引秩序と消費者の利益を保護し、自由且つ公正な競争を確保し、経済の安定と繁栄を促進するために制定されたものである。

第二條

① この法律において「事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 会社

二 個人企業又はパートナー企業を行い、商号のある者

三 その他、商品又は役務を供給して取引を行う個人又は団体

② 事業者によって構成される協同組合その他法律の規定により設立される団体であつて、事業者としての共通の利益を増進することを目的とするものは、この法律にいう事業者とみなす。

第三條

この法律において「取引の相手方」とは、事業者との取引に従事し又は契約を締結する供給者又は需要者をいう。

第四条

この法律において「競争」とは、二以上の事業者が市場において、より有利な価格、数量、品質、役務、その他の条件を提示して取引の機会を得ようとする行為をいう。

第五条

この法律において「関連市場」とは、事業者が一定の商品又は役務につき競争を行う地域又は範囲をいう。

第六条

- ① この法律において「主管機関」とは、公平交易委員会をいう。
- ② この法律に規定する事項が他の行政機関の所掌事務に係る場合に、主管機関が当該機関と協議してこれを遂行する。

第二章 競争制限

第七条

- ① この法律において「独占」とは、関連市場において、競争のない状態にあり、又は競争を排除することのできる圧倒的地位を有する状態をいう。
- ② 二以上の事業者が実質的に価格競争をすることなく、かつ、その全体として外部との関係が前項に規定する状態と類似するときは、独占とみなす。

第八条

① 事業者が次の各号のいずれにも該当しない場合には、前条の規定にいう独占とは認定しない。

- 一 一の事業者の関連市場における市場占有率が二分の一に達するとき
- 二 二の事業者の関連市場における市場占有率の合計が三分の二に達するとき

三 三の事業者の関連市場における市場占有率の合計が四分の三に達するとき

② 前項各号のいずれかを満たす場合であっても、個別の事業者が、関連市場において、市場占有率につき十分の一に達しないとき、又はその最終事業年度の総売上高につき主管機関の公表する額に達しないときは、これを独占と認定しない。

③ 事業の開始又は商品若しくは役務の市場参入につき、法的又は技術的な制約があり、又は他の市場の需給に影響を与えることによって競争を排除する者がある場合においては、前2項の規定によって独占とは認定されない事業者であっても、主管機関は、なおこれを独占と認定することができる。

第九条

独占的事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 不公正な方法を用いて他の事業者の競争を直接的又は間接的に妨害すること

二 商品の価格又は役務の報酬を不当に決定し、維持し又は変更すること

三 正当な理由がないのに、取引の相手方に対し自己に有利な取扱いをさせること

四 その他、市場における地位を濫用すること

第十条

① この法律において「結合」とは、事業者が次の各号のいずれかに該当する状況をいう。

一 他の事業者との合併

二 他の事業者の議決権付株式又は総資本額の三分の一以上の所有又は取得

三 他の事業者の事業又は資産の全部又は主要部分の譲受け又は賃借

四 他の事業者との経常的な共同経営、又は他の事業者の事業の経営の受任

五 他の事業者の経営又は人事の直接的又は間接的支配

② 前項第二号に規定する株式数又は資本額の算定に当たっては、株式若しくは資本を取得する事業者の支配事業者若しくは従属事業者、又は当該取得する事業者を支配する一若しくは二以上の事業者に支配される他の事業者が所有し又は取得する株式又は資本額を含むものとする。

第十一条

① 事業者は、結合をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にこれを主管機関に届け出なければならない。

一 当該結合により、市場占有率が三分の一を超えることとなるとき

二 当該結合に参加する一の事業者の市場占有率が四分の一を超えるとき

三 当該結合に参加する一の事業者の最終会計年度の売上高が主管機関の公表する金額を上回るとき

② 前項第三号に規定する売上高の算定に当たっては、当該結合の参加事業者の支配事業者若しくは従属事業者、又は当該結合の参加事業者を支配する一若しくは二以上の事業者に支配される他の事業者の売上高を含むものとする。主管機関は、その計算方法を公表する。

③ 事業者に対して支配的關係を有する人又は団体は、この法律の結合に係る規定においては、事業者とみなす。

④ 前項において「支配的關係」とは、前項にいう人若しくは団体及びその関係者が、他の事業者の発行済議決権付株式又はその資本額の過半数を所有することをいう。

⑤ 前項において「関係者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 同一の自然人、その配偶者、及びその二親等以内の血族

二 前号の者がその発行済議決権付株式又は資本額の過半数を所有する他の事業者

三 第一号の者が代表取締役若しくは専務として就任する事業者、又はその取締役の過半数を占める他の事業者

四 同一の団体、その代表者、管理者その他代表権限を有する者、並びにその配偶者及び二親等以内の血族

五 同一の団体と前号の者がその発行済議決権付株式又は資本額の過半数を所有する他の事業者

⑥ 主管機関は、第一項第三号に規定する売上高の公表は、業種を選定して行うものとする

⑦ 主管機関が、結合に係る完備した届出を受理した日から起算して三十日を経過するまでは、結合をしてはならない。ただし、主管機関が、必要があると認めて、その旨を書面により通知することにより、期間を短縮し又は延長したときは、この限りでない。

⑧ 主管機関が前項ただし書により期間を延長する場合には、延長される期間は、六十日を超えることができない。延長した届出に係る決定は、第十三条の規定に従って作成するものとする。

⑨ 主管機関が第七項ただし書の規定により期間の延長通知を行い、又は前項の規定による決定をした場合を除き、その期間が満了したときは、事業者は、結合をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 当該事業者が期間を更に延長することに同意したとき
- 二 届出事項に虚偽又は不実の記載があつたとき

第十二条

結合が次のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、これを適用しない。

一 結合に参加する事業者又はその事業者が議決権付株式を完全に所有する子会社は、自己が既に議決権付株式又は総資本額の百分の五十以上を有している他の事業者と結合をしようとする場合

二 結合に参加する複数の事業者の議決権付株式又は総資本額の百分の五十以上を、一の事業者がそれぞれ所有する場合において、当該複数の事業者が結

合をしようとする場合

三 事業者が、自身の事業若しくは資産の全部若しくは主要部分、又は独立可能な営業の全部若しくは一部を、当該会社が独自に新設する子会社に譲渡しようとする場合

四 会社法第百六十七条第一項又は証券取引法第二十八条の二の規定に従い、事業者が自社株買いを行うことにより、現株主に第十条第一項第二号の状況が生じたとき

五 再投資のため子会社を設立することにより、当該子会社の株式又は資本額の全部を取得しようとする場合

六 その他、主管機関の公表する類型。

第十三条

① 事業者が結合の届出をした場合において、主管機関は、当該結合による国民経済の利益がこれによる競争制限の不利益を上回るとき、これを禁止してはならない。

② 主管機関は、第十一条第八項の規定による決定をする場合において、当該結合による国民経済の利益がこれによる競争制限の不利益を上回ることを確保するため、条件又は約束を命ずることができる。

第十四条

① この法律において「連合行為」とは、同一の生産又は取引段階において競争関係にある複数の事業者が、契約、協定その他合意により共同して商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引の相手方、販売地域、その他事業活動を制限することにより、事業活動を相互に拘束し、商品の生産若しくは取引又は役務の市場需給の役割に対して影響を与えるおそれのあることをいう。

② 前項において「その他合意」とは、契約及び協定を除き、法律上の拘束力の有無を問わず、事実上共同行為を引き起こすこととなる意思の連絡をいう。

③ 連合行為の合意は、市場の状況、商品若しくは役務の特性、費用若しくは利潤、又は事業者の行為の経済的合理性等の要素から推定することができる。

④ 第二条第二項に規定する協同組合又は他の団体が、定款、総会又は理事・監事会議における決議その他方法により、事業者の事業活動を拘束する行為は、この法律に規定するカルテルと認定する。

第十五条

① 事業者は、連合行為をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、経済全体と公共利益に有益であり、あらかじめ主管機関の許可を得たときは、この限りでない。

一 費用引下げ、品質改良又は効率増進のために、商品又は役務の規格又は型式を統一する場合

二 技術向上、品質改善、費用引下げ又は効率増進のために、商品、役務又は市場の共同研究開発を行う場合

三 事業者の合理的経営を促進するため、個別に専門分野の開発を行う場合

四 輸出の確保又は促進のため、専ら海外市場の競争について合意した場合

五 貿易強化のため、海外商品又は役務の輸入に関する共同行為を行う場合

六 不況により、同一の市場における事業者の継続が困難となり、又は過剰生産のため、計画的に需要に適応させる目的で、生産若しくは販売の数量、設備又は価格の制限の共同行為を行う場合

七 中小企業の経営効率増進又は競争力強化のために、共同行為を行う場合

八 その他、産業発展、技術開発又は経営効率化のため、必要な共同行為を行う場合

② 主管機関は、前項の規定による申請を受理した日から、三箇月以内にその申請の可否を決定しなければならない。この期限は、必要があると認めるときは、一回に限り、これを延長することができる。

第十六条

① 主管機関は、前条の規定による許可をする場合には、条件又は約束を命ずることができる。

② 許可には期限を付さなければならず、その期限は五年を超えることができない。当該事業者は、正当な理由がある場合において、期限満了の六箇月前から三箇月前までに、主管機関に対し、書面により期限の延長を申請することができる。ただし、主管機関が期限を延長する場合には、当該期間は、五年を超えて命ずることができない。

第十七条

主管機関は、連合行為を許可した後、許可の事由が消滅し、経済状況が変化し、当該事業者の行為が許可の範囲を逸脱し、又は主管機関が前条第一項により命じた条件若しくは約束に違反した場合においては、その許可を取消し、許可の内容を変更し、当該事業者に対して当該行為の停止若しくは改正、又は是正のための必要な措置を命ずることができる。

第十八条

主管機関は、前三条の規定による許可並びにそれに係る条件、約束及び期限を自発的に公表しなければならない。

第十九条

① 事業者は、自己の供給する商品を購入する取引の相手方が第三者に販売する当該商品の価格、又は当該第三者が再販売する当該商品の価格を拘束してはならない。ただし、当該行為に正当な理由があるときは、この限りでない。

② 前項の規定は、事業者の提供する役務について、これを準用する。

第二十条

事業者は、次の各号のいずれかに該当することにより、競争を制限するおそれのある行為をしてはならない。

一 特定の事業者に損害を与えるために、当該特定の事業者への供給、購入その他取引を拒絶するように他の事業者を促すこと

- 二 正当な理由がないのに、他の事業者に対し差別的取扱いをすること
- 三 低価格での顧客誘引その他不正な手段により、競争者の参入又は競争を妨害すること
- 四 脅迫、利益誘引その他不正手段により、価格競争を停止し、又は結合、カルテル若しくは垂直的制限に参加するように他の事業者を促すこと
- 五 取引の相手方の事業活動を不当に制限する条件をもって、当該相手方と取引すること

第三章不公正な競争

第二十一条

- ① 事業者は、商品若しくはその広告の上その他公衆の知り得る方法により、商品に関し取引決定に影響するおそれのある事項について、虚偽不実又は誤認させるような表示又は標識をしてはならない。
- ② 前項において「商品に関し取引決定に影響するおそれのある事項」とは、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、消費期限、使用方法、用途、原産地、製造業者、製造地、加工業者、加工地その他顧客誘引に係る効果のある事項をいう。
- ③ 事業者は、前項の虚偽不実又は誤認させるような表示又は標識がついて商品の販売、運送、輸出又は輸入をしてはならない。
- ④ 前三項の規定は、事業者の提供する役務について、これを準用する。
- ⑤ 広告代理業者は、事実を知りながら、又は知り得た状況にもかかわらず、誤認させるような広告を製作又は設計した場合においては、当該広告主と連帯してその損害を賠償する責任を負わなければならない。広告媒体業者は、その放送若しくは公刊した広告が一般消費者に誤認させるおそれのあることを知りながら、又は知り得た状況にもかかわらず、当該広告を放送し又は公刊した場合においては、それから発生した損害に対して、当該広告主と連帯してその損害を賠償する責任を負わなければならない。推奨広告の推奨者は、その推奨広

告が一般消費者に誤認させるおそれのあることを知りながら、又は知り得た状況にもかかわらず、当該商品を推奨した場合においては、それから発生した損害に対して、当該広告主と連帯してその損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、有名人、専門家又は専門機関でない推奨者は、本項の規定にかかわらず、当該推奨者が受領した報酬総額の十倍と相当する金額を、推奨者が負う連帯債務の上限額と認定するものとする。

⑥ 前項において「推奨者」とは、広告主を除き、広告において当該商品又は役務に関して意見、信頼、発見又は体験を表す者又は機関をいう。

第二十二條

① 事業者は、自己の供給する商品又は役務について、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 他の著名な氏名、商号、会社の名称若しくは商標、商品の容器、包装、外観、その他商品を表徴する標識を自分の提供する同一又は類似の商品に対して、同一又は類似的に使用することにより、他人の商品と混同を生ずること、又は当該標識が付いた商品を販売し、運送し、輸出し若しくは輸入すること

二 関連事業者又は消費者に広く認識されている他の著名な氏名、商号、会社の名称、標章、その他他人の営業又は役務を表徴する標識を自分の提供する同一又は類似の営業又は役務に対して、同一又は類似的に使用することにより、他人の営業、役務の施設又は活動と混同を生ずること

② 前項に該当する氏名、商号、会社の名称若しくは商標、商品の容器、包装、外観、その他商品を表徴する標識は、前項の規定にかかわらず、法律の規定により商標権の登録が完成された後は、これを適用しない。

③ 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを適用しない。

一 商品又は役務の慣用名称、その他同種商品又は役務の取引に係る標識を、通常の方法により使用し、又は当該名称若しくは標識が付いた商品若しくは役務を販売し、運送し、輸出若しくは輸入すること

二 自己の氏名を善意で使用し、又は当該氏名を付した商品若しくは役務を販売し、運送し、輸出若しくは輸入すること

三 第一項第一号及び第二号に規定する標識が著名になる前に、同一又は類似の標識を善意で使用し、当該標識を善意の使用者からその営業の譲受けとともに当該標識を譲り受けて使用し、又は当該標識が付した商品若しくは役務を販売し、運送し、輸出若しくは輸入すること

④ 事業者は、他の事業者の前項第二号又は第三号の規定による行為により、その商品又は役務の供給源につき混同又は誤認を生ずるおそれがある場合には、当該他事業者に対し、適切な区別表示を付すよう請求することができる。ただし、当該他の事業者が当該商品の運送のみを行うときは、この限りでない。

第二十三条

① 事業者は、不当な景品又は賞品の提供により、顧客を誘引してはならない。

② 前項における賞品及び景品の範囲、不当の提供と認定する金額その他これに関連する事項は、主管機関がこれを定める。

第二十四条

事業者は、競争のため、他人の営業上の信用を害するおそれのある不実の情報を告知し又は流布してはならない。

第二十五条

事業者は、この法律に規定するもののほか、取引秩序に影響するおそれのある欺瞞的又は著しく不公正な行為をしてはならない。

第四章 調査手続及び執行

第二十六条

主管機関は、申告又は職権により、この法律の規定に違反する疑いがある公共の利益を害する事件について調査し処理することができる。

第二十七条

① 主管機関は、この法律による調査をするときは、次に掲げる手続によりこれを行う。

- 一 当事者及び関係者に対して、出頭して意見を陳述するよう通知すること
- 二 当事者及び関係者に対して、会計帳簿、文書その他必要な資料又は証拠物件を提出するよう通知すること
- 三 当事者及び関係者の事務所、営業所その他場所に職員を派遣して必要な調査を行わせること

② 主管機関は、前項の調査による証拠物件を差し押さえることができる。ただし、差し押さえる範囲及び期間は、調査、検査、鑑定その他証拠保全のため必要があるものに限る。

③ 被調査者は、正当な理由がない限り、主管機関が第一項の規定によって行う調査に対して、回避、妨害又は拒否をしてはならない。

④ 調査を担当する職員は、この法律の規定により職務を執行するときは、その執行する権限を示す証明書を提示しなければならない。その職員が当該書類を提示しない限り、調査を受ける者は、これを拒否することができる。

第二十八条

① この法律の規定に違反する疑いのある行為を調査する場合において、調査対象者とされる事業者が主管機関の定める期限までに、具体的措置をとり、当該行為を停止及び改善することを承諾したときは、主管機関は調査を中止することができる。

② 前項の場合において、主管機関は、事業者が承諾した内容の履行に対して監督を行わなければならない。

③ 事業者が承諾の内容を履行した場合において、主管機関が調査の終了を決定することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、主管機関は調査を再開しなければならない。

- 一 事業者が承諾を履行しなかったとき

- 二 調査中止決定の根拠とされた事実に重大な変化が生じたとき
 - 三 調査中止決定が、事業者の提供した不完全又は虚偽の情報に基づいてなされたとき
- ④ 第一項の場合において、調査中止日から、時効が停止となる。主管機関が調査を再開する場合には、時効期間は、調査再開日の翌日から起算し、停止前の時効期間を含むものとする。

第五章 損害賠償

第二十九条

事業者が、この法律の規定に違反して他人の権利又は利益を侵害した場合において、被害者は、これを排除するよう求めることができる。また、侵害されるおそれがある場合において、これを防止するよう求めることができる。

第三十条

事業者が、この法律の規定に違反して他人の権利又は利益を侵害した場合においては、これによって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。

第三十一条

① 裁判所は、前条の被害者の請求により、事業者の故意行為につき、侵害の程度を考量して、損害額を上回る賠償額を認定することができる。ただし、当該賠償額は、証明された損害額の三倍を超える金額を認定することができない。

② 加害者が侵害行為により利益を受けた場合において、被害者は、専ら当該利益につき損害額を算定することを求めることができる。

第三十二条

本章の規定による損害賠償の請求権は、請求権者が当該違反行為及び賠償義務者を知った時から二年間、これを行使しないときは、又は行為の時から十年を経過したときは、時効によって消滅する。

第三十三条

被害者は、この法律の規定により訴訟を提起した場合においては、当該判決の内容を加害者の費用負担により新聞に掲載するよう求めることができる。

第六章 罰則

第三十四条

第九条又は第十五条の規定に違反し、主管機関が第四十条第一項の規定により期限を定めて、当該行為の差止め又は修正その他これを是正するために必要な措置を命じた後、その期限までに当該事業者が、当該行為をとりやめず若しくは修正せず、若しくは必要な措置を講じず、又は当該行為をとりやめた後再びこれと同一又は類似の行為をした場合においては、行為者は、三年以下の懲役、拘留若しくは一億円以下の罰金に処し、又は懲役もしくは拘留と罰金を併科する。

第三十五条

① 第十五条の規定に違反した事業者が、次のいずれかの条を満たした場合には、主管機関は、第四十条第一項又は第二項に基づく行制裁金を免除し、又は減額することができる。

一 主管機関が違反行為を知り、又は調査を開始するより前に、自らが参加している連合行為について、具体的な違法事実を主管機関に書面で告発し、又は陳述した上、証拠を提供して調査に協力すること

二 当該違反行為に係る事件についての調査中、自らが参加しているカルテルについて、具体的な違法事実を陳述した上、証拠を提供し又は調査に協力すること

② 前項に適用する対象の資格要件、減免の基準及び事業者数、違法証拠の提供、告発者の秘匿その他これに関連する事項は、主管機関がこれを定める。

第三十六条

第十九条又は第二十条の規定に違反し、主管機関が第四十条第一項の規定により期限を定めて、当該行為の差止め又は修正その他これを是正するために必要な措置を命じた後、その期限までに当該事業者が、当該行為をとりやめず若しくは修正せず、若しくは必要な措置を講じず、又は当該行為をとりやめた後再びこれと同一又は類似の行為をしたときは、行為者は、二年以下の懲役、拘留若しくは五千万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第三十七条

① 第二十四条の規定に違反した者は、二年以下の懲役、拘留又は五千万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

② 法人の代表者、代理人、使用人その他従業員が、その事業者の業務に関して、第二十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても前項に定める罰金刑を科する。

③ 前二項の罪は、告訴を待って、これを論ずる。

第三十八条

第三十四条、第三十六条又は第三十七条に規定する処罰につき、他の法律においてより重い罰則の規定があるときは、当該規定を適用する。

第三十九条

① 事業者が、第十一条第一項若しくは第七項の規定に違反して結合をし、主管機関が結合を禁止したにもかかわらず結合をし、又は第十三条第二項の規定により付した約束を履行しなかったときは、主管機関は、当該結合の禁止、当該事業者の分割、株式の全部若しくは一部の処分、他の事業者への営業の一部の譲渡、当該事業者の役員の前辞任その他必要な措置を命じ、また、行政制裁金を課す。

② 事業者が届出事項に虚偽又は不実の記載をしたときは、主管機関は、当該結合の禁止、当該事業者の分割、株式の全部若しくは一部の処分、他の事業者への営業の一部の譲渡、当該事業者の役員の前辞任その他必要な措置を命じ、

また、行政制裁金を課す。

③ 事業者が前二項の規定による主管機関の処分に違反したときは、主管機関は、当該事業者に対し、解散、休業又は業務停止を命ずることができる。

④ 主管機関が前項により業務停止を命ずる場合において、当該期間は、六箇月を超えて命ずることができない。

第四十条

① 主管機関は、第九条、第十五条、第十九条又は第二十条の規定に違反する事業者に対し、期限を定めて、当該行為の差止め又は修正その他これを是正するために必要な措置を命じ、また、十万元以上五千万元以下の行政制裁金を課す。その期限までに当該事業者が、当該行為をとりやめず若しくは修正せず、若しくは必要な措置を講じず、又は当該行為をとりやめた後再びこれと同一又は類似の行為をしたときは、主管機関は、当該事業者に対し、期限を定めて引き続き、当該行為の差止め又は修正その他これを是正するために必要な措置を命じ、これらの措置を講ずるまで、各拒否ごとに十万元以上一億元以下の行政制裁金を課すことができる。

② 主管機関は、第九条又は第十五条の規定に違反した重大な違法行為の事業者に対し、前項の規定にかかわらず、当該事業者の直前の事業年度における総売上高の百分の十までの行政制裁金を課すことができる。

③ 前項の事業者の直前の事業年度における総売上高の計算、行為の違法性の認定及び制裁金の計算は、主管機関がこれを定める。

第四十一条

違反行為の終了時から五年を経過したときは、主管機関は、前二項の処分を命ずることができない。

第四十二条

主管機関は、第二十一条、第二十三条ないし第二十五条の規定に違反した事業者に対し、期限を定めて、当該行為の差止め又は修正その他これを是正する

ために必要な措置を命じ、また、五万元以上二千五百万元以下の行政制裁金を課することができる。当該期限の経過後、事業者が、なお当該行為をとりやめず若しくは修正せず、若しくは必要な措置を講じないときは、主管機関は、当該事業者に対し、期限を定めて引き続き、当該行為の差止め又は修正その他これを是正するために必要な措置を命じ、これらの措置を講ずるまで、各拒否ごとに十万元以上五千万元以下の制裁金に処する。

第四十三条

第二条第二項の協同組合又はその他団体が、この法律の規定に違反した場合においては、事業者団体を罰するほか、主管機関が当該違反行為に参加した事業者団体の構成員を罰することができる。ただし、事業者団体の構成員が、当該違反行為を知らなかったこと、当該合意に参加しなかったこと、当該行為に実施しなかったこと、又は主管機関の調査の前に当該違反行為を既に停止したことを証明できる場合には、これを罰しない。

第四十四条

第二十七条の規定による主管機関の調査に対して、第二十七条第三項の規定に違反した者は、五万元以上五十万元以下の行政制裁金を課す。当該調査対象者が更に通知を受けた後も正当な理由がないのに回避、妨害又は拒絶する場合においては、主管機関は、なお調査の通知を行うことができ、調査を受入れ、意見を陳述するために出頭し、又は関係の会計帳簿、文書若しくは証拠を提出するまで、各拒否ごとに十万元以上百万元以下の行政制裁金を課することができる。

第七章 附則

第四十五条

この法律の規定は、著作権法、商標法、特許法その他の知的財産権法の規定による権利の行使と認められる正当な行為には、これを適用しない。

第四十六条

事業者の競争行為については、この法律を優先して適用するものとする。ただし、他の法律に規定するものが、この法律の規定に抵触しない場合には、この限りでない

第四十七条

認許を得ていない外国法人又は団体は、条約又は当該国の法令若しくは慣例により、中華民國の国民又は団体が当該国においてこの法律による権利と同等の権利を得ることができる場合においては、この法律により訴えを提起することができる。中華民國と当該国の団体又は機関が主管機関の承認を得て締結する協定がある場合においては、同様とする。

第四十八条

① この法律の規定により主管機関が作成した処分又は決定に不服がある場合は、直接に行政訴訟の規定を適用する。

② この法律の改正法が施行前に提起された再審査の請求は、この改正法の施行後も、訴願法の規定に従って行政不服申立を行う。

第四十九条

この法律の施行細則は、主管機関がこれを定める。

第五十条

この法律は、公布の日からこれを施行する。ただし、中華民國百四年一月二十二日に改正した第十条及び十一条は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。